

須賀川市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、須賀川市耐震改修促進計画における地震時の建築物の総合的な安全対策の一環として、市民の安全と安心を確保することを目的に、ブロック塀等を撤去する者に対し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱並びに須賀川市ブロック塀等撤去補助金交付要綱取扱基準（令和4年7月21日施行）の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 一般の通行の用に供している公道又は私道で、須賀川市地域防災計画において指定する避難所又は避難場所の最も近い敷地出入口からの距離が、半径1km以内に存するもの
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、れんが、石材等を用いた組積造の塀（基礎を含む）
- (3) 撤去 ブロック塀等の全部又は一部を取り壊すこと。
- (4) 改修 ブロック塀等の安全性を確保するための補強又は補修をすること。

(補助の対象ブロック塀等)

第3条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路に面し、地震により倒壊の恐れのあるブロック塀等
- (2) 個人が所有するもの

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象ブロック塀等が敷地内に存する土地若しくは建築物の所有者又はその相続人
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、原則として市内に事業所を有する事業者が行うものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象ブロック塀等の撤去又は改修及びそのために生じた廃棄物の運搬及び処分

(2) 補助対象ブロック塀等を撤去した場所への生垣又はフェンス等の新設

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除くものとする。

(1) 既に同一敷地内において、この要綱による補助金の交付を受けている場合

(2) ブロック塀等が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路の後退用地に存する場合

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の2以内とし、12万円を限度とする。ただし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(事前相談)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を申請する前に、須賀川市ブロック塀等撤去補助金事前相談書（第1号様式）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等の現況写真

(2) ブロック塀等の基礎又は鉄筋の有無等、目視確認できない部分については、その確認結果が分かる書類

2 市長は、前項の規定による相談書の提出があった場合は、現地調査のうえ補助対象事業の内容を精査し、その結果について須賀川市ブロック塀等撤去補助金事前相談結果通知書（第2号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第4条第1項に規定する申請書は、須賀川市ブロック塀等撤去補助金交付申請書（第3号様式）とし、同条に定める関係書類は次に掲げるものとする。

(1) 工事見積書

(2) 同意書（第4号様式）

(3) 補助金の送金先口座が確認できる通帳の写し

(事業の変更又は中止)

第9条 規則第11条第1項の規定により市長に補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 変更後の工事見積書

(実績報告)

第10条 規則第17条第1項に規定する書類は、次のとおりとし、補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 須賀川市ブロック塀等撤去補助金実績報告書（第5号様式）

(2) 撤去後の写真

(3) 領収証の写し

(補助金の額の確定)

第11条 規則第18条第1項に規定する審査及び調査等は、建築住宅課に所属する検査員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

2 前項の規定による完了報告検査を行った検査員は、速やかに補助事業等完了報告検査復命書（第6号様式）により復命するものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第20条に規定する補助金の請求は、補助金の額の確定後、速やかに須賀川市ブロック塀等撤去補助金交付請求書（第7号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行する。